

平素は、尾鷲市税務行政につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回の申告は、**令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日の間に生じた所得**の申告です。申告に際してはこの手引きをお読みいただき、必ず申告期限までに提出して下さるようお願いいたします。

なお、この手引きは市県民税の一般的な事柄について記載してあります。ご不明な点がございましたら尾鷲市税務課課税係までお問い合わせください。また、この手引きは現行法に基づいて作成してありますので、税法改正等により内容が変わる場合があります。

## 申告書の提出期限は令和 6 年 3 月 15 日(金)です

申告の際には申告用紙、下記「申告書の書き方」の「必要書類」を持参してください

### 申告が必要な人は？

令和 6 年 1 月 1 日現在、尾鷲市に住所があり、次に該当する人（確定申告をした人は除きます）

- ① 営業等・農業・不動産・雑（公的年金以外）・一時・配当（上場株式等の配当を除く）などの所得のある人
- ② 給与所得または公的年金所得の人で、他に各種所得のあった人  
給与所得または公的年金所得以外の所得の合計が 20 万円以下の方は確定申告の必要はありませんが、市県民税の申告は必要です。
- ③ 給与所得のみで、勤務先から尾鷲市に給与支払報告書が提出されていない人
- ④ 給与所得または公的年金所得のみで、源泉徴収票に記載された所得控除（社会保険料控除・扶養控除など）の内容に変更や追加がある人（公的年金収入が 400 万円以下で確定申告不要の人を含む）

### 前年中に所得がなかった人でも

所得証明書等の発行、保育園の入所、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定資料や軽減判定などに必要なため、申告書の『前年中に所得のなかった人の記入欄』の該当項目に☑をつけ、それぞれの内容を記入し提出してください。

※前年中の所得が非課税収入（遺族年金・障害年金、労災給付金など）のみの人も上記の欄に記入の上、提出してください。

## 申告書の書き方

### I 収入・所得金額

所得の種類		所得の概要		必要書類		
事業	営業	卸売業、小売業、飲食店業などのいわゆる営業、外交員などの自由業、漁業などの事業 などから生ずる所得。 【収入金額－必要経費＝営業所得金額】		前年の収入金額と必要経費がわかる収支内訳書、明細書等 ※あらかじめ作成してください。		
	農業	農産物の生産、酪農品の生産 などから生ずる所得。 【収入金額－必要経費＝農業所得金額】				
不動産	土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶などの貸付けから生ずる所得。 【収入金額－必要経費＝不動産所得金額】					
利子	公社債や預金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得。源泉分離課税になっているものは申告不要です。					
配当	株式、出資金などの収益の分配による所得。 上場株式の配当については、その支払いを受ける際に配当割として 5% が特別徴収されているため、原則申告不要です。なお、申告した場合には翌年度に所得割で課税になります。上場株式以外の配当等については申告が必要になります。 【収入金額－元本取得のために要した負債の利子＝配当所得金額】		支払通知書等			
給与	俸給、給料、賃金、賞与などの所得。 給与所得の計算表（単位：円）			源泉徴収票		
	給与等の収入金額(A)		給与所得金額	給与等の収入金額(A)	給与所得金額	
	0 ～ 550,999		0	1,628,000 ～ 1,799,999	A ÷ 4 = B	B × 2.4 + 100,000
	551,000 ～ 1,618,999		A - 550,000	1,800,000 ～ 3,599,999	※Bは千円未満切捨	B × 2.8 - 80,000
	1,619,000 ～ 1,619,999		1,069,000	3,600,000 ～ 6,599,999		B × 3.2 - 440,000
	1,620,000 ～ 1,621,999		1,070,000	6,600,000 ～ 8,499,999		A × 0.9 - 1,100,000
	1,622,000 ～ 1,623,999		1,072,000	8,500,000 ～		A - 1,950,000
1,624,000 ～ 1,627,999		1,074,000				

雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金などの所得。 ※遺族年金・障害年金などは非課税のため、ここには含めないでください。 公的年金等の計算表（単位：円）	源泉徴収票																												
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>公的年金等の収入金額(A)</td> <td>公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 ～ 10,000,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳以上の方 (昭和34年1月1日以前生まれ)</td> <td>～ 1,100,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1,100,001～ 3,299,999</td> <td>A - 1,100,000</td> </tr> <tr> <td>3,300,000～ 4,099,999</td> <td>A × 0.75 - 275,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,000～ 7,699,999</td> <td>A × 0.85 - 685,000</td> </tr> <tr> <td>7,700,000～ 9,999,999</td> <td>A × 0.95 - 1,455,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,000～</td> <td>A - 1,955,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳未満の方 (昭和34年1月2日以降生まれ)</td> <td>～ 600,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>600,001～ 1,299,999</td> <td>A - 600,000</td> </tr> <tr> <td>1,300,000～ 4,099,999</td> <td>A × 0.75 - 275,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,000～ 7,699,999</td> <td>A × 0.85 - 685,000</td> </tr> <tr> <td>7,700,000～ 9,999,999</td> <td>A × 0.95 - 1,455,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,000～</td> <td>A - 1,955,000</td> <td></td> </tr> </table> <p>公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が、それぞれ上記の所得金額に加算されます。</p>			公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 ～ 10,000,000円	65歳以上の方 (昭和34年1月1日以前生まれ)	～ 1,100,000	0	1,100,001～ 3,299,999	A - 1,100,000	3,300,000～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000	4,100,000～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000	7,700,000～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	10,000,000～	A - 1,955,000		65歳未満の方 (昭和34年1月2日以降生まれ)	～ 600,000	0	600,001～ 1,299,999	A - 600,000	1,300,000～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000	4,100,000～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000	7,700,000～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000
	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 ～ 10,000,000円																													
65歳以上の方 (昭和34年1月1日以前生まれ)	～ 1,100,000	0																													
	1,100,001～ 3,299,999	A - 1,100,000																													
	3,300,000～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000																													
	4,100,000～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000																													
	7,700,000～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000																													
10,000,000～	A - 1,955,000																														
65歳未満の方 (昭和34年1月2日以降生まれ)	～ 600,000	0																													
	600,001～ 1,299,999	A - 600,000																													
	1,300,000～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000																													
	4,100,000～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000																													
	7,700,000～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000																													
10,000,000～	A - 1,955,000																														
業務	原稿料、講演料、個人取引、シルバー人材センターなど 副収入による所得。 【収入金額 - 必要経費 = 雑所得金額】	支払証明書等																													
その他	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの所得。 【収入金額 - 必要経費 = 雑所得金額】	支払証明書等																													
総合譲渡	分離課税以外の機械、器具、備品などを譲渡した所得。 【収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 譲渡所得金額】	契約書等																													
一時	懸賞当選金品、競馬・競輪の払戻金、生命保険の一時金などの一時的な性質をもっている所得。 【(収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) × 1/2 = 一時所得金額】	支払調書等																													

## II 所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除の概要	必要書類																								
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする親族が負担すべき国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、その他の社会保険料、国民年金・厚生年金保険料を支払った場合。 <b>控除額：支払保険料の合計額</b>	領収書、国民年金保険料の控除証明書等																								
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金や心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合。 <b>控除額：支払掛金の合計額</b>	支払った掛金額の証明書																								
生命保険料控除	生命保険や介護医療保険、個人年金保険について、保険料を支払った場合。 <b>控除額：下記の計算式より算出した金額（合計適用限度額7万円）</b> 生命保険料控除額の計算式 (1) 新契約（平成24年1月1日以後に契約・更新した場合） <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の区分</th> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料 (適用限度額はそれぞれ28,000円)</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 旧契約（平成23年12月31日以前に契約・更新した場合） <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の区分</th> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般生命保険料 個人年金保険料 (適用限度額はそれぞれ35,000円)</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除は、新契約・旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上記(1)・(2)の算式により計算した控除額の合計額（適用限度額28,000円）になります。</p>	保険の区分	年間の支払保険料	控除額	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料 (適用限度額はそれぞれ28,000円)	12,000円以下	支払保険料全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 14,000円	56,000円超	一律28,000円	保険の区分	年間の支払保険料	控除額	一般生命保険料 個人年金保険料 (適用限度額はそれぞれ35,000円)	15,000円以下	支払保険料全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 17,500円	70,000円超	一律35,000円	支払額などの控除証明書
保険の区分	年間の支払保険料	控除額																								
一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料 (適用限度額はそれぞれ28,000円)	12,000円以下	支払保険料全額																								
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 6,000円																								
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 14,000円																								
	56,000円超	一律28,000円																								
保険の区分	年間の支払保険料	控除額																								
一般生命保険料 個人年金保険料 (適用限度額はそれぞれ35,000円)	15,000円以下	支払保険料全額																								
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 7,500円																								
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 17,500円																								
	70,000円超	一律35,000円																								
地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合。 また、平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）は、控除の対象になります。 <b>地震保険料控除の計算式（限度額2万5千円）</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の区分</th> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①地震保険料のみ</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>一律25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②旧長期損害保険料のみ</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>一律10,000円</td> </tr> <tr> <td>①と②両方あり</td> <td></td> <td>①+②（限度額25,000円）</td> </tr> </tbody> </table>	保険の区分	年間の支払保険料	控除額	①地震保険料のみ	50,000円以下	支払保険料 × 1/2	50,000円超	一律25,000円	②旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払保険料全額	5,000円超 15,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500円	15,000円超	一律10,000円	①と②両方あり		①+②（限度額25,000円）	支払額などの控除証明書						
保険の区分	年間の支払保険料	控除額																								
①地震保険料のみ	50,000円以下	支払保険料 × 1/2																								
	50,000円超	一律25,000円																								
②旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払保険料全額																								
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500円																								
	15,000円超	一律10,000円																								
①と②両方あり		①+②（限度額25,000円）																								
ひとり親控除 ※ <sup>1</sup>	現に婚姻していない人または配偶者が生死不明などの人で、次の①～③のいずれにも当てはまる人 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	<b>控除額：30万円</b>																								

寡婦控除 ※ <sup>1</sup>	ひとり親控除の要件に該当しない人で、次の①～③のいずれにも当てはまる人 ①合計所得金額が500万円以下であること ②夫と死別した後婚姻をしていない人もしくは夫が生死不明などの人または、夫と離別した後婚姻をしていない人で扶養親族を有する人 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと <b>控除額：26万円</b>																												
障害者控除 ※ <sup>1</sup>	心身に障害のある場合（本人、同一生計配偶者、扶養親族（年少含む）） ・精神、身体に重度の障害のある特別障害の場合（精神障害者手帳1級、身体障害者手帳で1・2級、療育手帳A判定など） <b>控除額：30万円</b> ・扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合 <b>控除額：53万円</b> ・普通障害の場合 <b>控除額：26万円</b> 障害者手帳など																												
勤労学生控除 ※ <sup>1</sup>	あなたが学生・生徒で、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、あなたの勤労に基づいて得た所得以外の所得の合計額が10万円以下の場合 <b>控除額：26万円</b> 学校等から交付される証明書																												
配偶者控除 ※ <sup>1</sup> ※ <sup>2</sup>	あなたの配偶者が「同一生計配偶者」に該当し、かつ、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、以下の控除が受けられます。（配偶者特別控除と重複して控除を受けることはできません。） <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">配偶者の年齢</td> <td colspan="3">あなたの合計所得金額及び控除額</td> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>900万円超950万円以下</td> <td>950万円超1,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>70歳未満</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </table> <b>同一生計配偶者：</b> 合計所得金額が48万円以下（事業専従者を除く）であなたと生計を一にする配偶者のこと。	配偶者の年齢	あなたの合計所得金額及び控除額			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円	70歳以上	38万円	26万円	13万円													
配偶者の年齢	あなたの合計所得金額及び控除額																												
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																										
70歳未満	33万円	22万円	11万円																										
70歳以上	38万円	26万円	13万円																										
配偶者特別控除 ※ <sup>1</sup> ※ <sup>2</sup>	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超えて133万円以下の場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の所得に応じて控除が受けられます。 <table border="1"> <tr> <td colspan="4">あなたの合計所得金額が900万円以下の場合</td> </tr> <tr> <td>配偶者の所得金額</td> <td>控除額</td> <td>配偶者の所得金額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>133万円超</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> あなたの合計所得金額が900万円超950万円以下の場合は、 左記控除額×2/3（1万円未満切上げ） あなたの合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合は、 左記控除額×1/3（1万円未満切上げ） が控除額になります。	あなたの合計所得金額が900万円以下の場合				配偶者の所得金額	控除額	配偶者の所得金額	控除額	48万円超100万円以下	33万円	120万円超125万円以下	11万円	100万円超105万円以下	31万円	125万円超130万円以下	6万円	105万円超110万円以下	26万円	130万円超133万円以下	3万円	110万円超115万円以下	21万円	133万円超	0円	115万円超120万円以下	16万円		
あなたの合計所得金額が900万円以下の場合																													
配偶者の所得金額	控除額	配偶者の所得金額	控除額																										
48万円超100万円以下	33万円	120万円超125万円以下	11万円																										
100万円超105万円以下	31万円	125万円超130万円以下	6万円																										
105万円超110万円以下	26万円	130万円超133万円以下	3万円																										
110万円超115万円以下	21万円	133万円超	0円																										
115万円超120万円以下	16万円																												
扶養控除 ※ <sup>1</sup> ※ <sup>2</sup>	あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人（配偶者および事業専従者を除く）がある場合に次の金額が控除できます。 ・一般扶養親族（年齢16歳以上19歳未満の人および年齢23歳以上70歳未満の人） <b>控除額：33万円</b> ・特定扶養親族（年齢19歳以上23歳未満の人） <b>控除額：45万円</b> ・老人扶養親族（年齢70歳以上の人） <b>控除額：38万円</b> ・老人扶養親族のうち、あなたまたは配偶者の直系尊属で、かつ、あなたまたは配偶者のいずれかとの同居を常況としている場合 <b>控除額：45万円</b> ※年少扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳未満の人）は控除対象外ですが、市県民税の非課税限度額の判定などには、年少扶養親族も含めた扶養親族数の情報が必要となりますので、忘れずに記載してください。																												
基礎控除	<table border="1"> <tr> <td>あなたの合計所得金額</td> <td>控除額</td> <td>あなたの合計所得金額</td> <td>控除額</td> <td>あなたの合計所得金額</td> <td>控除額</td> <td>あなたの合計所得金額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </table>	あなたの合計所得金額	控除額	あなたの合計所得金額	控除額	あなたの合計所得金額	控除額	あなたの合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし												
あなたの合計所得金額	控除額	あなたの合計所得金額	控除額	あなたの合計所得金額	控除額	あなたの合計所得金額	控除額																						
2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																						
雑損控除	生活に通常必要な資産について災害、盗難、横領等による損失が生じた場合。 <b>控除額：次のうちいずれか多い方の金額</b> ① 差引損失額－総所得金額等×10% ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 領収書、保険金等による補てん額を証明する書類など																												
医療費控除	次のうちいずれか一方（①と②を同時に適用することはできません） ① あなたやあなたと生計を一にする親族の医療費を支払った場合。 <b>控除額（限度額200万円）</b> <b>（支払った医療費－補てんされた金額）－（所得の合計額×5%か10万円のいずれか少ない金額）</b> 医療費控除の明細書※ <sup>3</sup> 、医療費通知など ② あなたやあなたと生計を一にする親族の健康の保持増進及び疾病の予防のため健康診断等の一定の取組を行っており、特定の医薬品※ <sup>4</sup> の購入対価を支払った場合。 <b>控除額8万8千円</b> <b>（支払った購入対価－補てんされた金額）－1万2千円</b> <b>（申告書表面の所得から差し引かれる金額欄中の医療費控除の区分に①を記入してください。）</b> セルフメディケーション税制の明細書																												

※<sup>1</sup> 控除の判定時期は、前年12月31日の現況によって判断します。ただし、その控除対象配偶者または扶養親族等が前年中に死亡している場合には、その死亡時の現況によって判断します。  
※<sup>2</sup> 非居住者（国外居住親族）が扶養控除、配偶者控除、障害者控除、配偶者特別控除の適用を受けるには、「親族関係書類」「送金関係書類」の提出又は提示が義務付けられています。  
※<sup>3</sup> 明細書に医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）（原本）を添付する場合は、明細部分の記入を省略することができます。  
※<sup>4</sup> 対象品目については、厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html> でご確認ください。

### Ⅲ 税額から差し引かれる金額（一例）

控除の種類	控除の概要
寄附金税額控除	都道府県・市区町村、三重県共同募金会、日本赤十字社三重支部及び三重県・尾鷲市が条例により指定する団体に対する寄附をした場合。 <b>基本控除額：（寄附金額－2,000円）×10%（市民税6%、県民税4%）</b> ※総務大臣から指定を受けている都道府県・市区町村への寄附金（ふるさと納税）がある場合は、以下の特例控除額も加算します。 <b>特例控除額＝（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の限界税率×1.021）</b> ・控除の対象となる寄附金額は総所得金額等の30%までです。 ・特例控除の限度額は市県民税所得割額の20%です。 ※受領証明書、領収書等が必要です。

配当控除	申告された配当所得の金額に次の率を掛けた額を控除します。						※申告分離課税を選択した場合、この控除を受けることはできません。		
	種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分			1,000万円超の部分	
			市民税	県民税	市民税	県民税			
	利益の配当		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%			
証券投資信託等		外貨建等証券投資信託以外		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
		外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

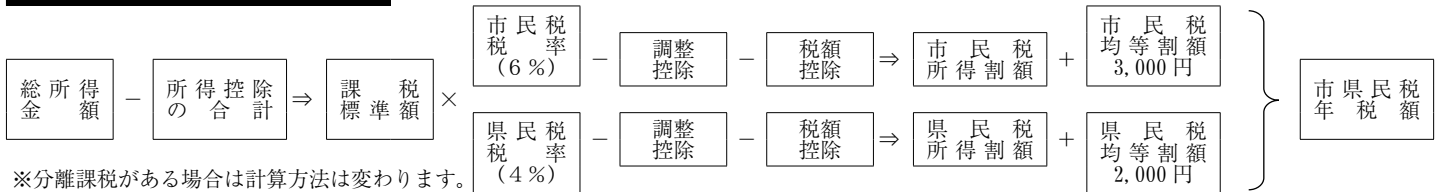
#### IV 市民税・県民税の税率

	所得割 (総合課税分)	均等割額
市民税	6%	3,000円
県民税	4%	2,000円

#### 譲渡所得の分離課税 (一例)

	税率	
	市民税	県民税
土地建物等の長期譲渡所得 株式等に係る譲渡所得等 先物取引等に係る雑所得等	3%	2%
土地建物等の短期譲渡所得 (国等に対する譲渡の場合)	5.4% (3%)	3.6% (2%)
上場株式等に係る譲渡所得等	3%	2%
土地の譲渡等に係る事業所得	7.2%	4.8%

#### V 税額の計算方法



#### VI 市県民税が非課税となる人

	扶養親族等がいる人	扶養親族等がない人
均等割が非課税	合計所得金額が次の金額以下の人 280,000円×(同一生計配偶者+扶養親族+1) + 100,000円 + 168,000円	合計所得金額が380,000円以下の人
所得割が非課税	総所得金額等が次の金額以下の人 350,000円×(同一生計配偶者+扶養親族+1) + 100,000円 + 320,000円	総所得金額等が450,000円以下の人

※本人がひとり親または寡婦、障害者及び未成年者のいずれかに該当し、かつ合計所得金額が135万円以下の場合、市県民税は課税されません。

#### 令和6年申告受付(相談)日程表

日時(曜日)	地区	会場	日時(曜日)	地区	会場
2月16日(金) 午前10時～午後2時	古江	古江コミュニティセンター	3月1日(金) 午前10時～午後3時	九鬼	九鬼コミュニティセンター
2月19日(月) 午前10時～午後2時	三木浦	三木浦漁村センター	3月4日(月) 午前10時～午後1時	須賀利	須賀利コミュニティセンター
2月20日(火) 午前10時～午後2時	曽根	曽根コミュニティセンター	3月5日(火) 午前10時～午後2時	梶賀	梶賀コミュニティセンター「はらそ」
2月21日(水) 午前10時～午後1時	向井	向井コミュニティセンター	3月6日(水) 午前9時～午後4時	野地・栄・大字中井浦	中央公民館(1階視聴覚室)
2月22日(木) 午前10時～午後1時	矢浜1～4丁目・矢浜岡崎・桂ヶ丘	矢浜コミュニティセンター	3月7日(木) 午前9時～午後4時	坂場・坂場西・中央・大字南浦	
2月26日(月) 午前10時～午後1時	三木里・名柄小	三木里コミュニティセンター	3月8日(金) 午前9時～午後4時	宮ノ上・座ノ下・古戸・古戸野・末広	
2月27日(火) 午前10時～午前11時30分	行野	行野コミュニティセンター	3月11日(月) 午前9時～午後4時	瀬木山・林・中川・南陽	
2月27日(火) 午後1時30分～午後3時	大曾根浦	大曾根コミュニティセンター	3月12日(火) 午前9時～午後4時	新田・光ヶ丘	
2月28日(水) 午前10時～午後2時	賀田	賀田コミュニティセンター	3月13日(水) 午前9時～午後4時	小川東・小川西・泉・上野	
2月29日(木) 午前10時～午後1時	早田	早田コミュニティセンター	3月14日(木) 午前9時～午後4時	北浦・北浦東・北浦西・馬越・天満	
			3月15日(金) 午前9時～午後4時	中村・朝日・中井・港・大滝・倉ノ谷	

※申告受付時間を短縮するため事業所得のある人はあらかじめ帳簿などを作成してください。また医療費控除を申告する人は医療費明細書を作成の上、申告していただきますようお願い申し上げます。

●申告受付期間中は、職員の大半が各会場へ出向いていますので、税務課窓口での受付は行っていません。みなさまのご協力をお願い申し上げます。

【お問い合わせ先および提出先】

尾鷲市役所 税務課 課税係 〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10番43号 TEL 0597-23-8171